

団体の概要 (NGO/NPO用)

団体名 特定非営利活動法人 生態工房

所在地	〒167-0054 東京都杉並区松庵 3-38-14-2D TEL: 03-3331-5004 FAX: 03-3331-5004 E-mail: info@eco-works.gr.jp		
ホームページ	http://www.eco-works.gr.jp/		
設立年月	1998年4月 *認証年月日(法人団体のみ) 2002年6月25日		
代表者	安部邦昭	担当者	佐藤方博
組織	スタッフ 10名 (内専従 1名) 個人会員 20名 法人会員 0名 その他会員(賛助会員等) 10名		
設立の経緯	自然保護区や自然観察施設において、保全・調査・教育等のボランティア活動をしていたメンバーが、保全の現場で役立つ技術の開発、知見の集積とそれらの公開を進めるために設立した。		
団体の目的	社会に対して、自然環境の保全、再生、管理、教育、活用、研究に関する事業を行い、自然環境の保全の推進に寄与することを目的とする(定款第3条より)。		
団体の活動プロフィール	<p>野生生物の保全と環境学習の拠点として各地に整備されているビジターセンター、自然観察園等の「生きもの緑地施設」の活用を通じて、自然環境の保全に貢献する市民活動団体である。</p> <p>[当法人が行う事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 生きものの生息環境の保全、管理事業 自然との共生を目的とした環境学習事業 本法人の目的を達成するために必要な広報事業 保全・管理及び環境学習を推進するための人材育成事業 		

活動事業費(平成17年度) 18,000,000円

政策のテーマ

外来種動物の遺棄を予防するための普及活動と回収施設の整備

政策の分野

- ・ 自然環境の保全
- ・ 環境パートナーシップ

政策の手段

- ・ 施設等整備
- ・ 環境教育・学習の推進

団体名：特定非営利活動法人 生態工房

担当者名：佐藤方博

政策の目的

ペットに由来する外来種の蔓延を防止し、生態系の保全と、駆除にかかるコストの低下を実現すること。

背景および現状の問題点

我が国で問題を引き起こしている外来動物には、アライグマやミシシippアカミミガメなどの捨てられたペットに由来する種が多く存在する。飼育動物の遺棄は現行法でも違法であるが、現行犯で取り締まることの難しさや、生態系におよぼす影響に関する知識の欠如、囚われの身である動物を自然界へ放すことに対する間違っただ美意識などから、安易な放逐が行われている。

野外に定着した外来種の駆除には莫大な人的・経済的コストが必要とされ、それを投じても生態系の回復が実現できない場合もある。このように、高いコストが発生する問題を未然に防ぐためには、飼育と遺棄に関する正しい知識・態度を普及すること、野外への遺棄を防ぐための回収施設を整備すること、の2点が重要である。

政策の概要

外来種問題の解説による普及活動

遺棄されたペットによる生態系の攪乱を予防するために、専門員が学校、都市公園、自然公園等の現場に出向き、教材を用いて出張解説を行う。

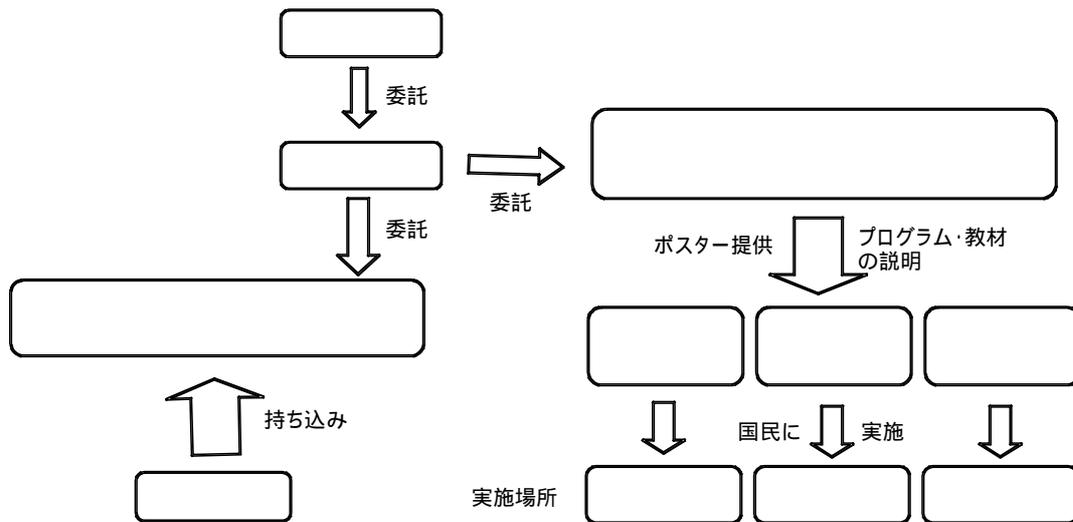
飼育動物回収施設の設置

飼育を継続できない人が、飼育動物をやむなく野外へ放逐することを防ぐために、飼育動物の回収窓口を設置する。この施設は、各自治体が運営している既存の動物愛護センター等を活用する。それが不可能な場合には、各自治体が委託した処理業者が代行する。

広報活動

安易な飼育を戒め、野外への遺棄防止と回収施設の利用を促進するためのポスター・ちらしを作成し、学校・公共施設に掲示する。

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）



政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

実施主体（１）：特定非営利活動法人生態工房（または下記内容の実施能力を有する組織）

外来種問題の解説による普及活動

- ・ 1．解説プログラムおよび教材の開発
- ・ 2．学校、公園緑地などでの出張解説

広報活動

- ・ 1．遺棄防止と回収施設をPRするポスターの製作
- ・ 2．遺棄防止と回収施設をPRするポスターの配布・掲示

実施主体（２）：環境学習の能力を有する組織（全国で実施するため複数の組織が必要）

外来種問題の解説による普及活動

- ・ 2．学校、公園緑地などでの出張解説

広報活動

- ・ 2．遺棄防止と回収施設をPRするポスターの配布・掲示

実施主体（３）：各都道府県（または各都道府県が委託した処理業者）

飼育動物回収施設の設置

- ・ 1．飼育動物回収施設の設置
- ・ 2．回収施設の運営

広報活動

- ・ 2．遺棄防止と回収施設をPRするポスターの配布・掲示

実施主体（４）：全体をコーディネートする運営機関（または政府機関）

事業全体の運営

政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

広報・教育活動によって、ペット由来の外来動物の発生を予防することができる。

[方法]

- ・ポスターによる広報活動により、ペットを遺棄してはいけないことを広く周知する。
- ・環境学習の技能を有する専門員が、ペットの遺棄によって起こる外来種問題について、教材を用いてわかりやすく解説して理解を促進する。
- ・解説活動は、多数の青少年に対して効率的に実施できる学校や、外来種問題の現場であり人々の関心を集めやすい都市公園・自然公園等に出張して行う。出張解説に際してはマスコミを通じたPRを行い、外来種問題と解説活動の周知を図る。

飼育動物の回収施設を整備することで、野外への遺棄量を軽減できる。

[方法]

- ・多くの飼育者は、ペットを捨てない方がよいことを認識している。しかし、現実に引き取り手がいないことから、さまざまな理由付けをして野外への遺棄に至る。飼育動物の回収施設を整備することにより、このような遺棄を防止することができる。

新たな外来種の発生を予防することにより、野外に定着した外来種を駆除する場合に比べて大幅なコストダウンを図る。

その他・特記事項

ペットの遺棄は個人の問題だが、それによって引き起こされる外来種問題はすでに社会問題になっている。現実的に実効性のある方策を考え、実施することが求められている。行政として飼育動物の回収施設を整備し、野外での外来種駆除にかかる莫大なコストの削減を図ることが期待される。